

## 廃棄物部会の活動概要

## 1 令和6年度の部会開催状況

月 日	議 事 等
令和6年 9月17日	○ 第五次滋賀県廃棄物処理計画の進捗状況について（報告）
令和7年 3月26日	○ 第五次滋賀県廃棄物処理計画の取組状況について ○ 第六次滋賀県廃棄物処理計画および第二次滋賀県食品ロス削減推進計画の策定について ○ 旧RD最終処分場における産廃特措法事業完了後の取組について（報告）

## 2 令和7年度の部会審議予定

- 第六次滋賀県廃棄物処理計画（次期計画）および第二次滋賀県食品ロス削減推進計画（次期計画）の基本的事項、次期計画に盛り込む施策の方向性について（令和7年7月～8月上旬開催予定）
- 第五次滋賀県廃棄物処理計画（現行計画）および滋賀県食品ロス削減推進計画（現行計画）の達成状況、次期計画の目標値および骨子案について（令和7年11月中旬～下旬開催予定）
- 次期計画の素案について（令和8年1月下旬～2月上旬開催予定）
- 旧RD最終処分場における産廃特措法事業完了後の取組について（報告）（令和8年3月開催予定）

## 第五次滋賀県廃棄物処理計画の進捗状況について

### 1. 一般廃棄物（ごみ）

#### (1) 一般廃棄物（ごみ）に係る計画の「減量に係る目標」の達成状況

- 一般廃棄物については、3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進に当たって、県民一人ひとりの取組が重要となることから、「1人1日当たりごみ排出量」と「1人1日当たり最終処分量」を目標項目としている。
- 計画における「減量に係る目標」の達成状況は以下のとおり。

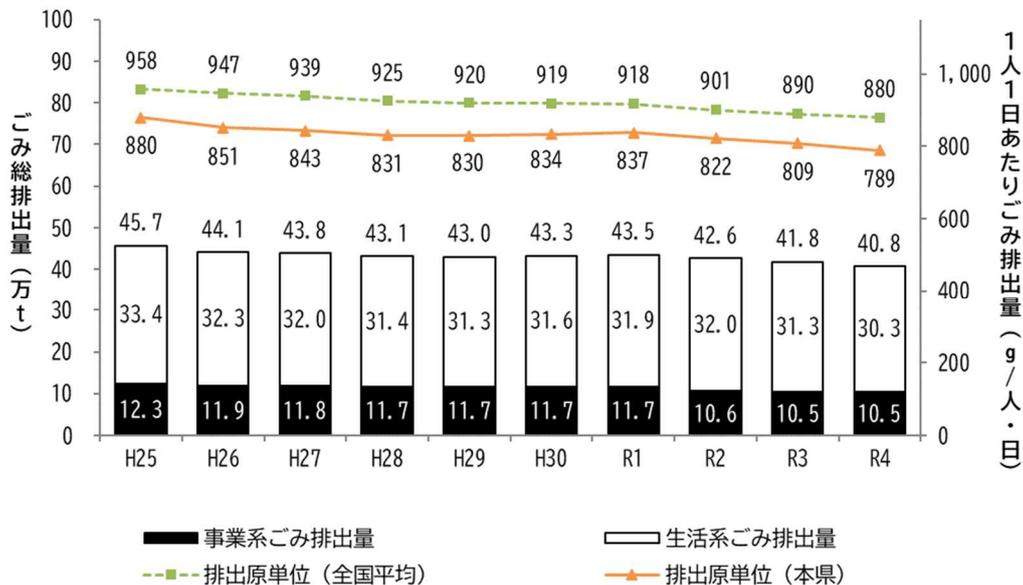
図表1 一般廃棄物（ごみ）に係る計画の「減量に係る目標」の状況

		実績値										五次計画 目標値	
		H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R7
ごみ総排出量	万t	45.7	44.1	43.8	43.1	43.0	43.3	43.5	42.6	41.8	40.8	-	参考指標 41.3
1人1日当たり ごみ排出量	g	880	851	843	831	830	834	837	822	809	789	-	804
総資源化量	万t	8.7	9.1	9.1	8.3	8.0	8.1	7.7	7.7	7.2	6.6	-	参考指標 7.7
再生利用率	%	19.1	21.0	20.8	19.3	18.7	18.7	17.8	18	17.1	16.1	-	参考指標 18.5
最終処分量	万t	5.0	4.8	4.7	4.4	4.4	4.4	4.4	4.2	4.2	4.0	-	参考指標 4.2
1人1日当たり 最終処分量	g	96	92	90	84	85	84	84	81	81	78	-	82

#### (2) ごみ排出量の状況

- ごみ排出量および1人1日当たりごみ排出量は、平成26年度から減少傾向であったが、平成30年度から令和元年度までやや増加したのち、令和2年度から一転減少した。
- 令和4年度の1人1日当たりごみ排出量は789gとなり、前年度比で20g減少し、これまでで最も低い値を更新した。
- 令和4年度実績（789g）は全国2番目の少なさ（1位：京都府770g、3位：神奈川801g）。
- 令和4年度ごみ排出量のうち、事業系ごみは横ばいであったが、生活系ごみは減少した。

図表2 ごみ排出量の推移

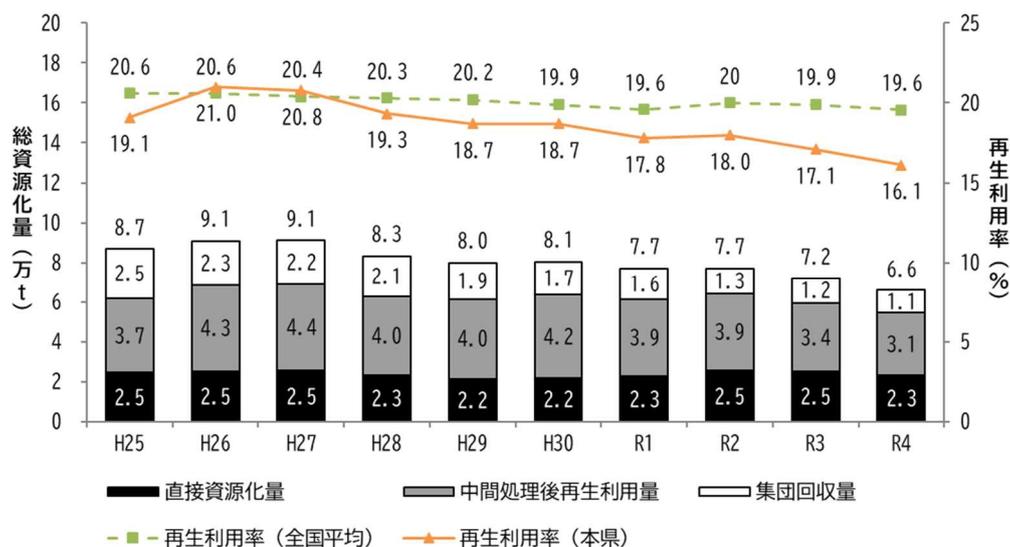


### (3) 再生利用(リサイクル)の状況

- 総資源化量(注)は、平成28年度から約8万tで推移していたものの、前年度より0.6万t減少し、これまでで最も低い値を更新した。
- 直接資源化量は2.3万tとなり、やや減少している。
- 集団回収量は、1.1万tとなり、これまでで最も低い値である。
- 再生利用率(リサイクル率)は、平成27年度から減少傾向であり、これまでで最も低い値を更新した。
- 総排出量から総資源化量を減じた「資源化されない廃棄物の量」は、35万t前後とほぼ横ばいで推移している。

(注) 店頭回収等の民間回収ルートによる資源化量は含まない。

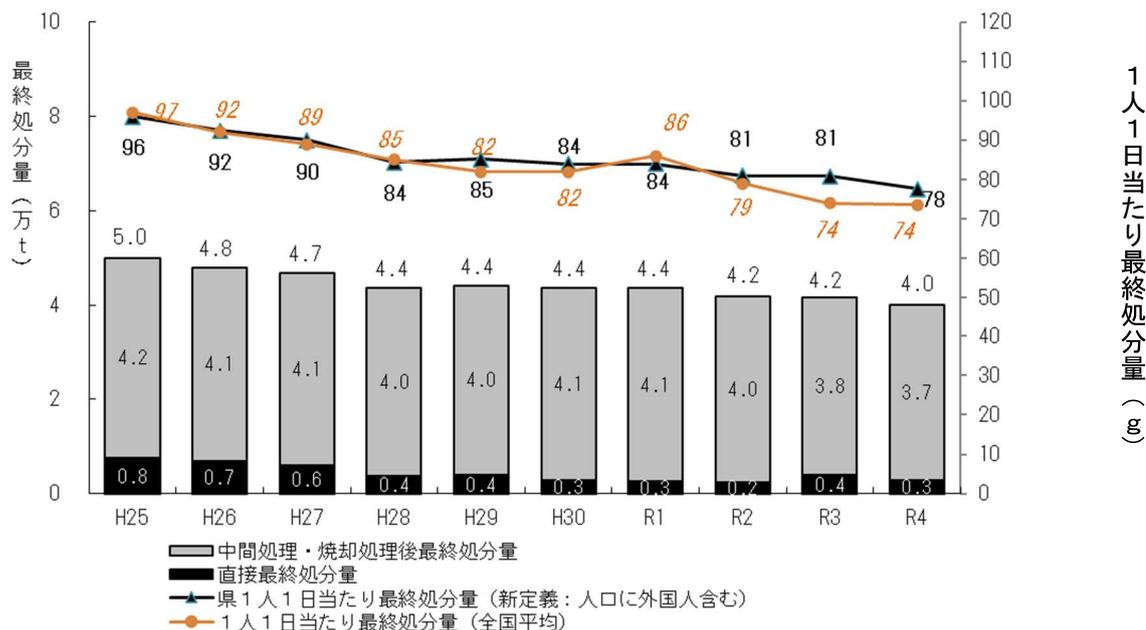
図表3 ごみの再生利用率等の推移



### (4) 最終処分量の状況

- 最終処分量は、多少の増減はあるものの、減少傾向である。
- 1人1日当たり最終処分量は78gとなり、これまでで最も低い値である。

図表4 ごみの最終処分量の推移



(5) 一般廃棄物(ごみ)に係る計画の「取組に係る目標」の達成状況

- 計画に掲げる主な取組について、目標を設定している。
- 計画における「取組に係る目標」の達成状況は以下のとおり。

図表5 一般廃棄物(ごみ)に係る計画の「取組に係る目標」の状況

			実績値										五次計画 目標値	
			計画期間											
			H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4		R5
プラスチックごみの発生抑制の推進	マイバッグ持参率(レジ袋辞退率)	%	89.2	89.7	89.9	89.5	89.6	89.4	90.1	90.8	91.2	90.6	90.2	85以上 (計画期間中)
	県内のマイボトル使用可能な給水等スポット数	箇所			16	20	21	21	23	22	56	97	112	100
食品ロス削減の推進	食品ロス削減を認知して削減に取り組む消費者の割合	%								78.3	80.7	80.5	78.4	80以上
	「三方よしフードエコ推奨店」の累計登録店舗数	店						102	118	211	274	309	355	300
災害廃棄物の円滑な処理体制の構築	市町災害廃棄物処理計画の策定率	%					5.2	21.1	42.1	73.7	89.5	94.7	94.7	100 (令和6年度までに)
散在性ごみ対策	「環境美化の日」を基準とした環境美化運動参加者数	人	266,641	249,478	247,896	232,979	249,338	266,195	231,814	133,812	172,321	194,802	197,019	1,200,000 (計画期間累計)

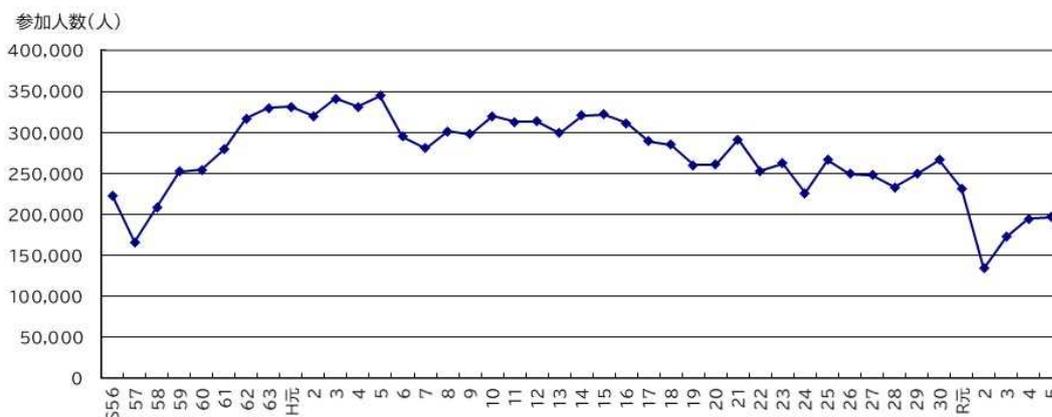
(6) 重点取組・施策の状況(プラスチックごみ発生抑制、食品ロス削減、災害廃棄物処理体制)

- 資料2～資料4のとおり。

(7) 散在性ごみ対策に係る取組の状況

- 県民、企業、各種団体および市町と連携し、滋賀県ごみの散乱防止に関する条例で定められている5月30日、7月1日、12月1日の「環境美化の日」を基準日とした環境美化運動を展開した。
- 「環境美化の日」を基準とした環境美化運動参加者数は、令和3年度からの計画期間累計で**564,142人**となっている。
- 新型コロナウイルス感染症の影響により、環境美化運動参加者数は令和2年度に大きく減少しているものの、令和3年度以降増加傾向である。

図表6 「環境美化の日」を基準とした環境美化運動参加者数



<今後の方向性>

- 若い世代を始め、より多くの人に参加してもらうため、SNSやHP等の情報ツールを活用するとともに、ごみゼロしが推進事業の一つである「しがプラスチックチャレンジ」と連携するなど、環境美化活動に関してさらなる情報発信・啓発を実施する。
- 美しい湖国をつくる会等と連携し、ボランティアによる環境美化活動を引き続き支援する。

2. 産業廃棄物

(1) 産業廃棄物に係る計画の「減量に係る目標」の達成状況

- 産業廃棄物については、更なる減量および再生利用を推進することが重要であることから、「最終処分量」を目標項目としている。
- 計画における「減量に係る目標」の達成状況は以下のとおり。

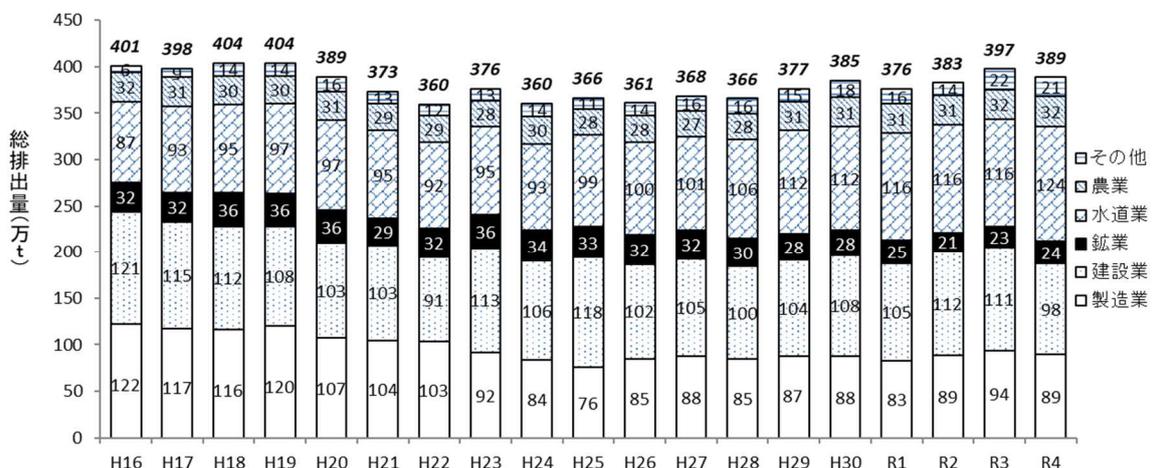
図表7 産業廃棄物に係る計画の数値目標の達成状況

									目標値
		H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R7
総排出量	万t	377	385	376	383	397	389	-	参考指標 385
発生量	万t	202	211	204	209	220	203	-	参考指標 209
再生利用量	万t	169	178	173	180	190	177	-	参考指標 176
再生利用率	%	45	46	46	47	48	46	-	参考指標 46
最終処分量	万t	9.6	10.5	10.2	10.7	10.9	10.1	-	9.8

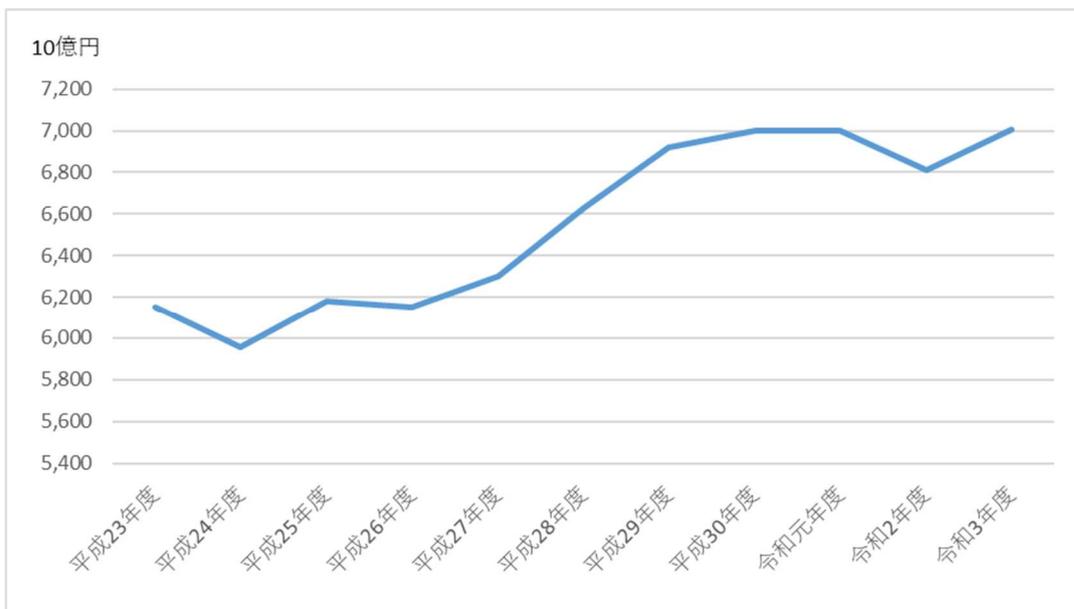
(2) 排出量の状況

- 総排出量は、平成16年度以降一旦減少したが、その後下げ止まり、平成26年頃から、県内総生産量(額)の増加に伴い、増加傾向にある。
- 令和4年度の総排出量は、388.6万tで令和3年度より 8.8万t減少。
- 業種別では、水道業(下水道業を含む)が32%、建設業が25%、製造業が23%を占める。

図表8 産業廃棄物の排出量の推移

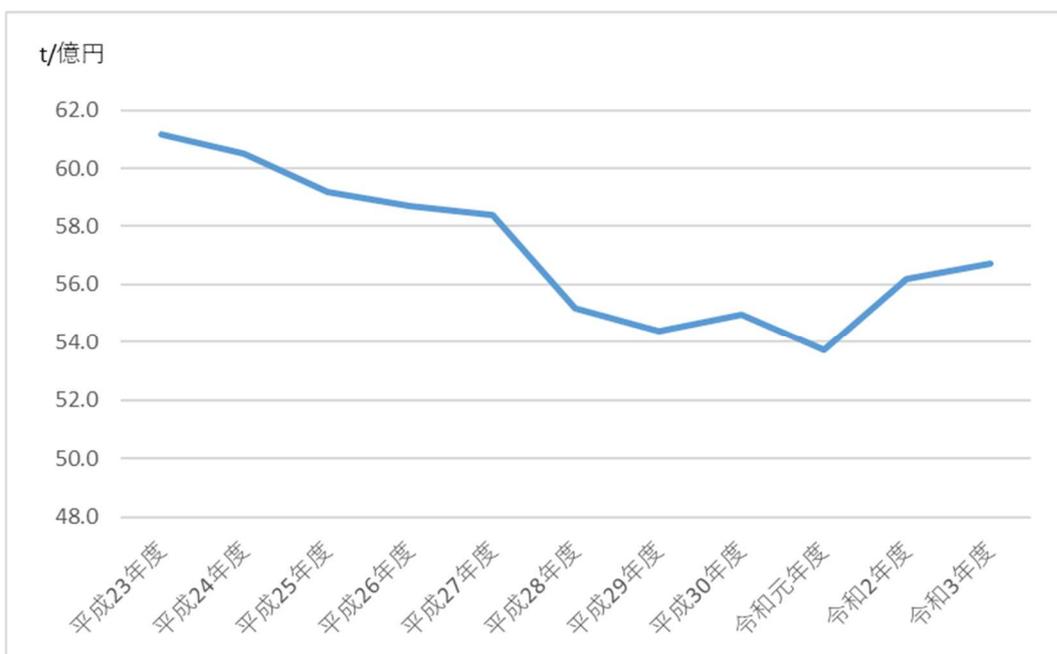


図表9 県内総生産額（実質）の推移



- 県内生産額 1 億円あたりの排出量は平成 23 年度以降減少傾向にあるが、令和 2 年度以降は増加に転じている。

図表10 県内総生産額 1 億円あたりの排出量 ※県内総生産額の最新データである令和3年度までの数値



- 品目別の排出量は、汚泥が 205.7 万 t で全体の 53% を占め、以下、がれき類 (61.5 万 t, 16%)、家畜のふん尿 (32.1 万 t, 8%)、廃プラスチック類 (18.4 万 t, 5%) の順に多い。全国と比較して汚泥の比率が高い一方で、家畜ふん尿の比率が低いのが本県の特徴。  
※ 全国 (R3 実績) : 汚泥 : 44%、家畜ふん尿 : 22%
- 令和 3 年度と比較すると、汚泥が 6.0 万 t 増加した一方で、がれき類が 25.6 万 t と大幅に減少。ガラス・陶磁器くずも 9.4 万 t 減少。

図表 1 1 産業廃棄物品目別・業種別排出量（令和3年度）

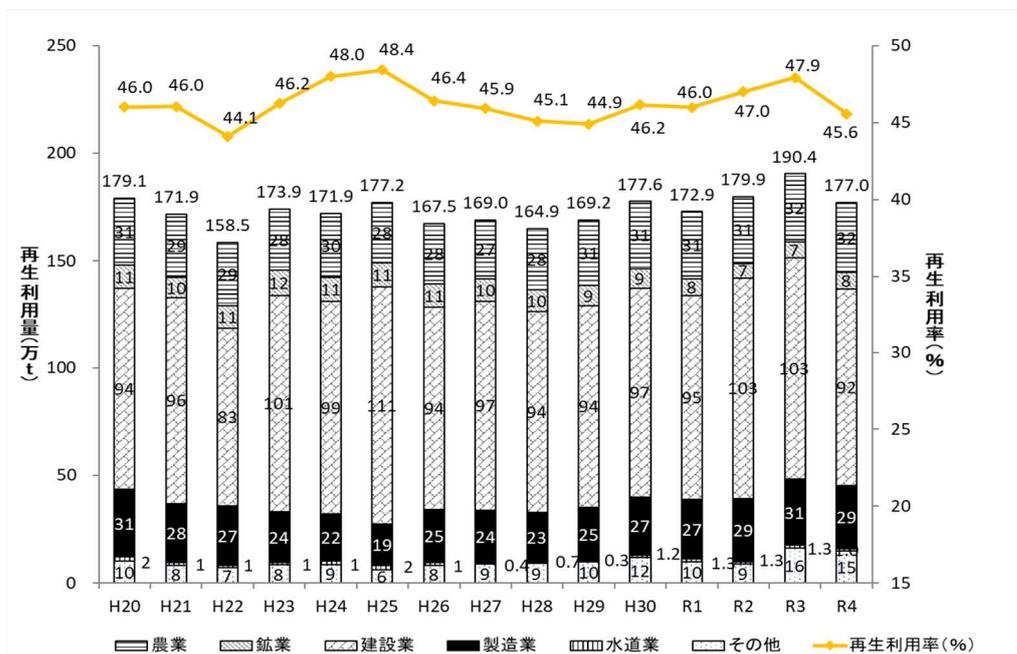
種類	合計			農業	鉱業	建設業	製造業	水道業	その他
	令和4年	比率	令和3年						
燃え殻	3	0%	5	0	0	0	2	1	0
汚泥	2,057 (202)	53%	1,997 (227)	0	243	29	526	1,237	22
廃油	53	1%	62	0	0	2	45	0	7
廃酸	16	0%	18	0	0	0	15	0	1
廃アルカリ	52	1%	67	0	0	0	51	0	1
廃プラスチック類	184	5%	182	1	0	32	98	0	54
紙くず	8	0%	8	0	0	5	1	0	2
木くず	144	4%	133	0	0	110	14	0	20
繊維くず	1	0%	1	0	0	1	0	0	0
動植物性残さ	21	1%	20	0	0	0	20	0	1
ゴムくず	0	0%	0	0	0	0	0	0	0
金属くず	27	1%	21	0	0	12	5	0	9
ガラス・陶磁器	94	2%	188	0	0	33	52	1	8
鉱さい	15	0%	21	0	0	0	14	0	1
がれき類	615	16%	871	0	0	561	14	0	40
ばいじん	6	0%	10	0	0	0	1	1	5
家畜ふん尿	321	8%	315	321	0	0	0	0	0
家畜の死体	0	0%	0	0	0	0	0	0	0
その他	269	7%	56	0	0	198	35	0	36
合計	3,886 (2,032)	100%	3,974 (2,204)	323	244	982	892	1,240	205

※（ ）内の数値は、汚泥を事業所内での脱水後の汚泥量で捉えたもの。  
 ※ 各項目の値を四捨五入しているため、合計が内訳を集計した数値と合わないことがあります。

(3) 再生利用量の状況

- 再生利用量は、平成 20 年度以降、微増微減を繰り返しており、令和 4 年度は 177.0 万 t で、総排出量の減少に伴い令和 3 年度より **13.4 万 t 減少**。
- 再生利用率は、平成 26 年度以降低下傾向であったものが、平成 30 年度以降増加傾向にあったが、令和 4 年度は 45.6% で、令和 3 年度より **2.3% 減少**。

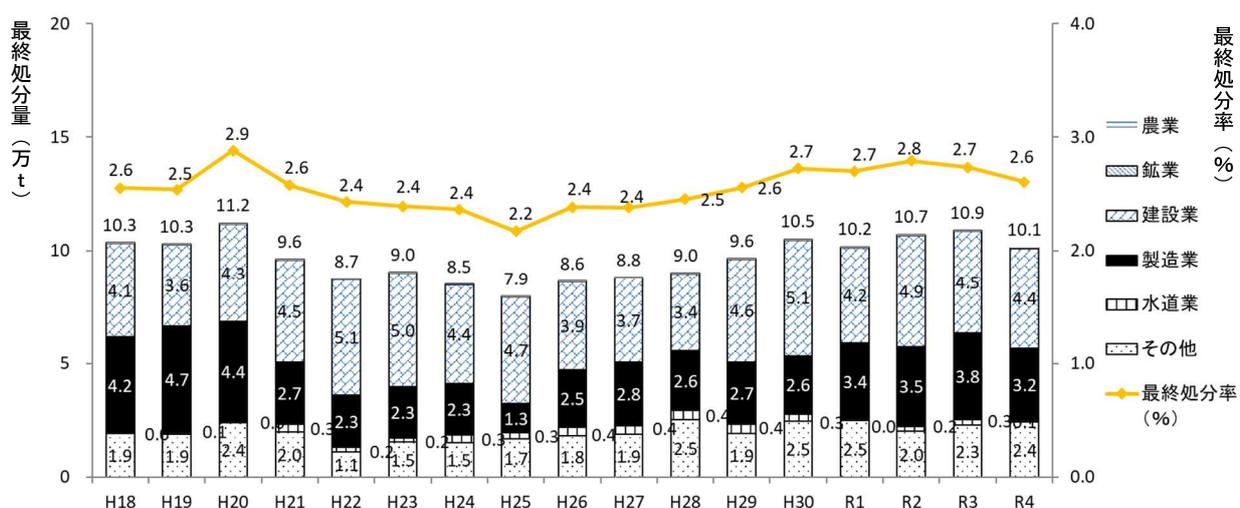
図表 1 2 産業廃棄物の再生利用量の推移



#### (4) 最終処分量の状況

- 最終処分量は、平成 21 年度以降、微減増減を繰り返しており、令和 4 年度は 10.1 万 t で令和 3 年度より **0.8 万 t 減少**。
- 計画の目標値の 9.8 万 t まで、**0.3 万 t 削減が必要な状況**。
- 最終処分率は、平成 18 年度以降一旦減少し、近年増加傾向にあったが、令和 4 年度は 2.6% で令和 3 年度に引き続き **0.1% 減少**。
- 品目別にみると、「**廃プラスチック類**」「**がれき類**」「**ガラス陶磁器くず**」「**汚泥**」「**その他(混合物等)**」の最終処分量の比率が高い。

図表 13 産業廃棄物の最終処分量の推移



図表 14 産業廃棄物最終処分量の品目別状況

品目	最終処分量(万t)							
	R1		R2		R3		R4	
	最終処分量	比率	最終処分量	比率	最終処分量	比率	最終処分量	比率
燃え殻	0.25	2%	0.14	1%	0.14	1%	0.13	1%
汚泥	1.11	11%	1.13	11%	1.47	13%	0.87	8%
廃油	0.01	0%	0.01	0%	0.12	1%	0.03	0%
廃酸	0.01	0%	0.01	0%	0.01	0%	0.01	0%
廃アルカリ	0.02	0%	0.03	0%	0.05	0%	0.02	0%
廃プラスチック類	2.24	22%	1.96	18%	2.51	23%	2.45	23%
紙くず	0.07	1%	0.09	1%	0.11	1%	0.27	2%
木くず	0.50	5%	0.42	4%	0.37	3%	0.43	4%
繊維くず	0.02	0%	0.03	0%	0.03	0%	0.03	0%
動植物性残さ	0.06	1%	0.06	1%	0.04	0%	0.05	0%
ゴムくず	0.00	0%	0.00	0%	0.00	0%	0.00	0%
金属くず	0.12	1%	0.44	4%	0.22	2%	0.24	2%
ガラス陶磁器くず	2.21	22%	2.16	20%	2.02	19%	1.19	11%
鉱さい	0.16	2%	0.13	1%	0.14	1%	0.10	1%
がれき類	0.80	8%	1.05	10%	0.74	7%	1.32	12%
ばいじん	0.42	4%	0.42	4%	0.60	6%	0.60	6%
動物のふん尿	0.00	0%	0.00	0%	0.00	0%	0.00	0%
その他(混合物等)	2.13	21%	2.60	24%	2.29	21%	2.38	22%
合計	10.15	100%	10.69	100%	10.87	100%	10.13	93%

## (5) 産業廃棄物の発生抑制および再生利用の推進に係る現状および今後の方向性

### (産業廃棄物の3Rに関する主な取組)

#### ① 産業廃棄物3R・循環経済促進事業費補助金（旧：減量化支援事業費補助金）

滋賀県内の事業者等が行う、産業廃棄物の3Rに関する研究開発、施設設備の整備等に係る経費の一部に対して補助金を交付。令和5年度、単なる減量化ではなく3Rや循環経済（サーキュラーエコノミー）の実現をより強く意識した内容に改訂。

<令和5年度採択事業例>

使用済みプラスチック系緩衝材の減容/減量/再製品化のための減容機の導入（交付額:136.3万円）

#### ② リサイクル製品認定事業

県内で発生する循環資源(廃棄物や副産物、木材等)を利用して製造された製品を「滋賀県リサイクル認定製品」として認定し、リサイクル製品の普及を促進する事業。

令和6年4月時点のリサイクル製品の

認定品数 **169製品**

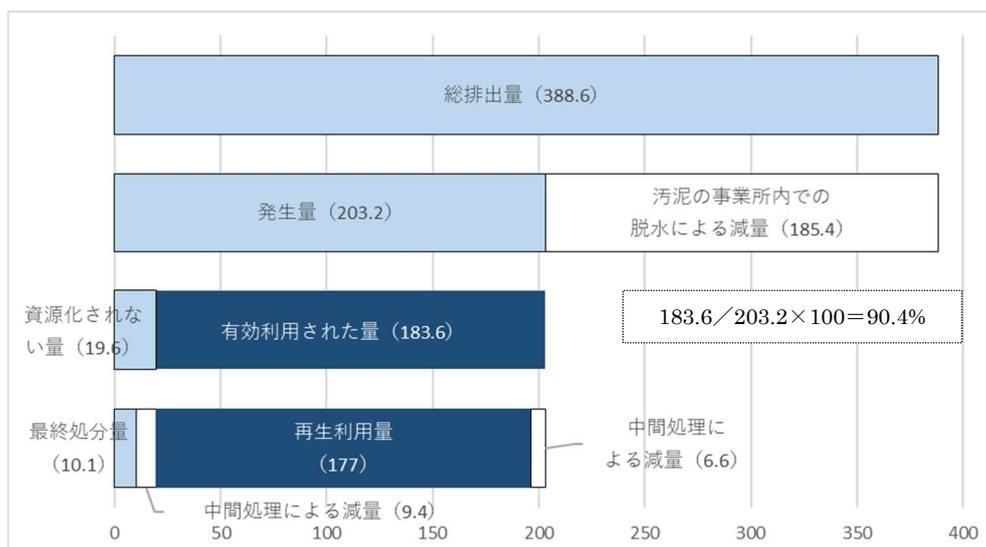
- ・コンクリート二次製品120品
- ・その他建設資材40品
- ・造園・緑化資材7品
- ・生活用品等2品



リサイクル認定製品 製品カタログ

### <現状認識>

- 県内生産額 1 億円あたりの排出量については減少傾向にあったが令和2年度および3年度は増加している。経済活動の活発化により総排出量自体が増加しており、それに伴い最終処分量も増加傾向である。
- 再生利用率は約 46%であるが、汚泥の脱水による減量を除いた発生量のうち再生利用するために仕向けられた量の割合は 90%に達しており、排出される廃棄物の大部分が再生利用されている。



### <今後の方向性>

- 目標達成に向けて最終処分量および総排出量を抑制するために、引き続き発生抑制や再資源化を行う事業者への支援を実施する。
- 今後、国内外の最新の動向を踏まえながら、循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行に繋がる県内事業者の取組状況の把握や、取組支援強化を行う必要がある。その実現には製造業等（動脈産業）と廃棄物処理業（静脈産業）の連携が必要であり、令和6年度に動静脈産業連携セミナーを開催する。また、サーキュラーエコノミーへの移行に向けた新たな施策を検討する。
- 令和5年度の税制審議会での審議の結果、産業廃棄物税制度はこの先5年間は現行制度を維持することとなった。一方、令和5年のクリーンセンター滋賀の廃棄物の受入終了に伴い、産業廃棄物税の税収が減少することが想定されるため、使途事業の必要性や優先順位等を精査した上で対応する必要がある。
- 下水汚泥の有効活用として、現在稼働している燃料化施設や下水汚泥コンポスト化施設に加えて、消化（バイオガス化）施設の設計・建設を進める。

### (6) 産業廃棄物に係る計画の「取組に係る目標」の達成状況

- 計画に掲げる主な取組について、目標を設定している。
- 計画における「取組に係る目標」の達成状況は以下のとおり。

図表 15 産業廃棄物に係る計画の数値目標の達成状況

			実績値					五次計画 目標値
			計画期間					R7
			R1	R2	R3	R4	R5	
産業廃棄物 処理施設お よび産業廃 棄物処理業 者等への指 導等	優良産廃処理業者認定 件数	件	181	186	197	208	221	270
	廃棄物処理施設や産廃 処分業者への立ち入り 検査実施率 ※一廃処理施設含む	%	100	99.8	88.2	99.8	100	100 (計画期間中)
不法投棄対 策等	産業廃棄物不法投棄等 の発生年度内解決率	%	79.3	85.7	78	88.9	71.7	85以上 (計画期間中)

### (7) 産業廃棄物処理施設および産業廃棄物処理業者等への指導等に係る取組の状況

- 優良産廃処理業者認定数は、令和4年度から 13件増加し、令和5年度までで計 221件となった。
- 産業廃棄物処理業者を対象とした講習会を産業資源循環協会に委託して開催し、優良産廃処理業者認定制度について周知を実施した。
- 令和5年度の産業廃棄物処理施設設置者および処理業者に対する 立入検査の実施率は、100%（立入検査417施設／全417施設）であった。
- 施設等で不備事項があった場合には、指導票等により 改善指導を実施した。

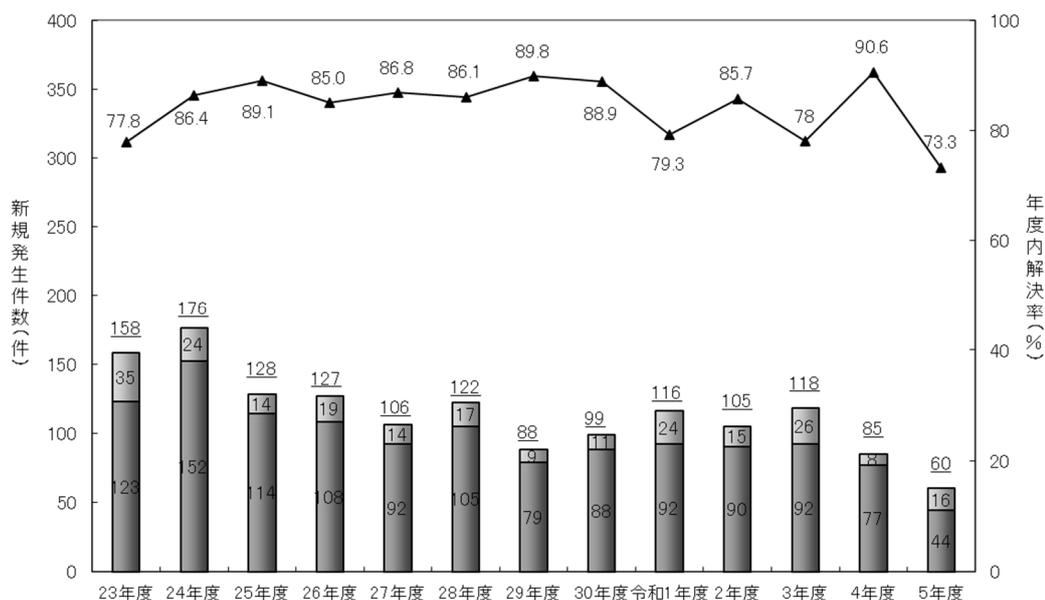
<今後の方向性>

- 優良産廃処理業者認定制度は、一般の許可申請よりも手続きが複雑であることから、引き続き、産業廃棄物処理業者を対象とした講習会を開催し、制度の周知および優良な産廃処理業者の育成を通じて、認定数の拡大に努める。
- 引き続き、産業廃棄物処理施設設置者および処理業者に対する立入検査等の指導・監督により、処理施設設置等に起因する生活環境保全上の支障を未然に防止し、産業廃棄物の適正処理を推進する。

(8) 不法投棄等対策に係る取組の状況

- 令和5年度の産業廃棄物不法投棄等の発生年度内解決率は、**73.3%**(解決件数44件/新規発生件数60件)と目標の85%を下回った。
- 産業廃棄物不法投棄等の未然防止・早期発見・早期対応のため、パトロール・無人航空機(ドローン)・監視カメラ等による監視に取り組んだ。また、地域住民等によるパトロール・協力事業者による情報提供など、多様な主体と協働した総合的な監視体制を構築し、不法投棄等を許さない地域づくりを推進した。
- 不法投棄等事案について、行為者・関係者に対して、現状回復を指導した。

図表16 産業廃棄物の不法投棄等の新規発生件数とその年度内解決率の推移



(注) 平成21年度に中核市になった大津市の件数を含みます。

<今後の方向性>

- 引き続き、早期発見・早期対応のため監視に取り組むとともに、情報提供の協力事業者を増やし、多様な主体との協働による不法投棄等を許さない地域づくりをさらに推進する。
- 通信機能を有する監視カメラを整備運用して随時監視する等、DXによる監視体制強化を進める。
- 不法投棄等事案について、行為者・関係者に対して、現状回復を指導する。

## 旧RD最終処分場における産廃特措法事業完了後の取組について



工事中(平成28年5月)の旧処分場



現在(令和7年1月)の旧処分場

### 1 事案の概要

旧アール・ディエンジニアリング社(平成26年に破産・消滅。以下「RD社」という。)が栗東市小野地先に設置した産業廃棄物の安定型最終処分場(以下「旧処分場」という。)において、許可された品目や容量に違反して大量の廃棄物を埋め立てる不適正処分を行い、高濃度の硫化水素の発生、地下水の汚染等、周辺住民の生活環境保全上の支障およびそのおそれ(以下「支障等」という。)が発生した。

県は同社に支障等の除去を命じたが、同社は命令を履行しなかったため、平成24年に産廃特措法(※1)に基づく特定支障除去等事業実施計画(以下「実施計画」という。計画期間:平成24年度~令和4年度)を策定し、廃棄物処理法(※2)に基づく行政代執行として支障等の除去事業を実施した。

実施した工事およびモニタリングにより、産廃特措法事業は計画どおり令和4年度末に生活環境保全上の目標を達成し完了したが、地元自治会との協定等に基づき、引き続き周辺地域の安全・安心を確保するため、地下水水質等のモニタリングや浸透水の揚水処理、構造物の維持管理等を実施していく必要がある。

※1 産廃特措法 : 特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法。令和4年度末までの時限立法。

※2 廃棄物処理法: 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

#### 【経緯】

昭和54年12月	旧処分場における産業廃棄物の最終処分業を許可
平成10年5月	旧処分場における産業廃棄物の最終処分業の廃止
平成11年10月	旧処分場内(排水管)で硫化水素(50ppm)を検出
平成12年7月	旧処分場内(地下2mの地点)で硫化水素(22,000ppm)を検出
平成18年2月	支障等の除去に係る措置命令を発出
平成18年6月	RD社の破産手続開始(平成26年3月に法人格消滅)
平成22年1月	緊急対策に着手(平成22年8月に完了)
平成24年6月	産廃特措法に基づき、環境大臣の同意を得て実施計画を策定
平成24年8月	一次対策に着手(平成25年3月に完了)
平成24年10月	地元自治会と二次対策工事に係る協定を締結
平成25年5月	第1回連絡協議会(※)を開催(令和6年2月までに48回開催)
平成25年12月	二次対策に着手(令和3年2月に工事完了)
令和5年3月	実施計画に定める目標の達成、産廃特措法事業完了 県議会、県環境審議会に報告
令和5年6月	環境省に産廃特措法事業の完了報告書を提出

※ 連絡協議会: 旧RD最終処分場問題連絡協議会(周辺6自治会、県、栗東市で構成。年4回程度開催)

## 2 産廃特措法事業の完了について

産廃特措法事業（一次対策および二次対策）については、実施計画に基づく支障等の除去工事を令和3年2月に終了し、その後2年間のモニタリングを経て、令和4年度末に生活環境保全上の目標を達成し計画どおり完了した。

### (1) 事業概要

- ① 有害物等（原因廃棄物等）の掘削除去および搬出処分
- ② 周辺地下水の汚染防止（廃棄物土層と地下水帯水層が接している箇所の遮水工事）
- ③ 廃棄物の飛散流出防止（法面整形および覆土）
- ④ 浸透水の揚水・浄化、モニタリング



### (2) 事業費用

本事案に係る一連の対策事業費は、平成21年度から平成22年度に県単独で実施した緊急対策事業（老朽化した焼却炉の撤去等）を含め約85億円であり、うち産廃特措法事業の費用は、約78.7億円（9割の起債が認められ、その元利償還金の5割を特別交付税として措置）である。

《産廃特措法事業に要した費用》

- |                   |      |         |
|-------------------|------|---------|
| ・一次対策（平成24年度）     | 事業費  | 約2.4億円  |
| ・二次対策（平成25～令和4年度） | 事業費  | 約76.3億円 |
|                   | 総事業費 | 約78.7億円 |

### 3 産廃特措法事業完了後の取組

令和7年度末を目途に地元自治会との協定に基づき対策工事の有効性の確認を行うとともに、最終的な目標である旧処分場の遮水構造物の内部に残る廃棄物土の安定化を進めるため、モニタリングや浸透水の揚水処理等を継続するとともに、行政代執行費用の求償やアーカイブの作成、跡地利用の検討等を進める。安定化については、対策工事完了後少なくとも10年程度を要すると見込まれるが、モニタリングや維持管理については、段階的な縮小を常に検討しながら進めていく。

#### 【取組内容の概要】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度～
対策工事	→						
対策工の有効性確認		→	→	→	→	→	→
安定化に向けたプロセスの評価				→	→	→	→
場内浸透水の揚水浄化	→	→	→	→	→	→	→
構造物の維持管理		→	→	→	→	→	→
連絡協議会、地元対応	→	→	→	→	→	→	→
跡地利用の検討・対策		→	→	→	→	→	→
アーカイブの作成		→	→	→	→	→	→
代執行費用の求償等	→	→	→	→	→	→	→
経費(※) (下段は国の財政支援対象額)	約3.90億円 (約3.84億円)	約0.74億円 (約0.53億円)	約0.88億円 (約0.56億円)	約0.80億円 (0.42億円)	約1.01億円 (0.54億円)	約0.92億円 (0.46億円)	約0.92億円 (0.46億円)
※ 令和2年度から令和5年度は決算額、令和6年度は当初予算、令和7年度以降は予算要求ベース							

産廃特措法に基づく支障等の除去事業(R4年度完了)

住民との協定に基づく対策工の有効性の確認(R7年度末目途)

旧処分場の安定化の確認(最終目標)

#### 【国の財政支援の概要】

令和5年度から5年間は、モニタリングおよび水処理の費用について次のとおり国から支援される見込み。

国補助金 (4/12)	特別交付税 (3/12)	本県負担 (5/12 : 約41.6%)
-------------	--------------	----------------------

(1) 対策工事の有効性の確認に向けたモニタリング(～令和7年度末)

二次対策工事の着手前（H24.10）に地元自治会と締結した協定により、工事完了5年後の令和7年度末を目途に対策工事の有効性（産廃特措法の実施計画に定める生活環境保全上の目標を達成した状態が継続すること）を確認し、有効でないと判断されたときは必要な追加対策を検討し実施する。



《調査概要》

①地下水調査

- ・頻度 年4回
- ・評価地点 7地点 (図●印)

※ この他に、9地点 (図○印) で、周辺環境への影響および対策効果を把握するため調査を実施

- ・主な分析項目数 24項目 (ひ素、ほう素、鉛等)

②敷地境界ガス調査

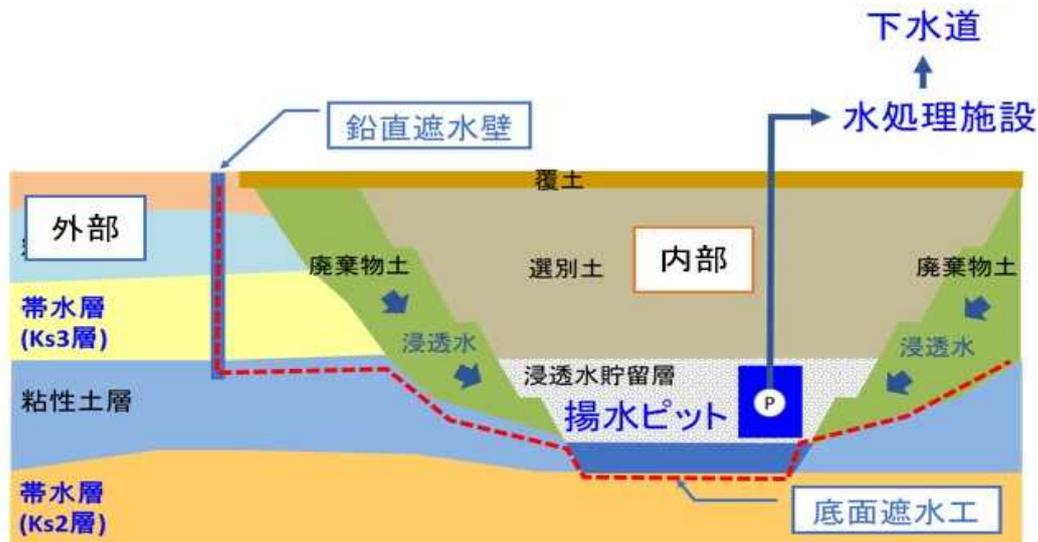
- ・頻度 年4回
- ・評価地点 4地点 (図◎印)

【地元自治会との協定<一部抜粋>】  
 7 連絡協議会は、二次対策工事完了後5年を目途に、対策工の有効性を確認するものとする。その結果、有効でないと判断されたときは、甲（滋賀県）は調査を行った上で、一次対策工事または二次対策工事において掘削しなかった部分の掘削を含めて必要な追加対策を検討し、実施する。

(2) 旧処分場の安定化とそのプロセスの確認 (令和5年度～ 対策後少なくとも10年程度後)

対策工事完了後も旧処分場の遮水構造物の内部に土壌環境基準以下の廃棄物土は残ることから、雨水等による洗い出しや微生物による廃棄物土に含まれる有機物の分解等を進め、旧処分場の安定化を進める。なお、旧処分場の安定化への取組みについては、4つの指標（浸透水質、発生ガス、内部温度および地表面の変化）を用いて確認していく。

【対策工事で掘削箇所に取り入れた管理型最終処分場の構造と維持管理のシステム】



## 【旧処分場の安定化のプロセスの確認に向けた各指標の測定地点】



- ①浸透水質：1地点（浸透水揚水ピット）
- ②発生ガス：7地点（●観測井戸）
- ③内部温度：7地点（●観測井戸）  
4地点（○通気管）
- ④地表面の変化：15地点（測量）

### 【地元自治会との協定＜一部抜粋＞】

5 甲（滋賀県）は、旧RD最終処分場のモニタリングについて、浸透水水質については安定型処分場廃止基準を、地下水の水質については地下水環境基準を、それぞれ安定して下回っていることが確認できるまでの間、継続して実施する。

### (3) 水処理施設の運転、構造物の維持管理

旧処分場の安定化に向け、場内浸透水の水質の状況を注視し、処理工程の段階的な効率化を図りつつ、水処理（場内浸透水の揚水浄化）を継続する。

また、対策の効果を今後も持続させるため、定期的に点検を行って遮水工や覆土等の機能を監視するとともに、必要な維持管理を継続して実施する。

### (4) 行政代執行費用の求償

行政代執行については産廃特措法事業の完了（生活環境保全上の支障等が除去され、もって、措置命令の目的を達成してRD社等に命じた措置が完了したこと）をもって終了。

一連の行政代執行に要した費用については、RD社、同社元代表取締役および同社元役員2名に対し、総額8,341,583,057円の納付命令を发出し、差押え等により令和7年1月末までに51,377,695円を回収した。引き続き粘り強く財産調査や納付指導を行い、収納の促進に努める。

### (5) 再発防止策の実施、アーカイブの作成

RD問題については、学識経験者による行政対応検証委員会の報告書において、住民の苦情等への対応や指導監督権限の行使等について、県の組織としての対応や県と地元との連携を密にした対応が不十分であったと指摘された。

こうした指摘を受けて、産業廃棄物処理施設への監視指導や不法投棄等への対策を強化し、同様の事案の再発防止に努めるとともに、本事案から得た教訓を後世に残していくため、連絡協議会を主体として令和7年度末の完成を目的にアーカイブの作成を進めている。

(アーカイブの構成)

構 成		内 容
総括編		R D問題の問題発覚から県による対策工事の有効性の確認に至るまでの事実経過および再発防止に係る取組や得られた教訓について記述
対策編	廃棄物編	旧処分場において県が実施した廃棄物等の調査および特定支障除去等事業で搬出し処理した廃棄物等について記述
	工事編	県が実施した対策工事の実施内容および工事後の維持管理の状況について記述

## (6) 跡地利用の検討

旧処分場跡地（平成 26 年度県有地化）の利用に向け、令和 3 年度に周辺自治会、県、栗東市で構成する旧 R D 最終処分場跡地利用協議会を設置し、跡地利用の課題の整理や先行事例等の情報共有を行っている。令和 6 年度には、協議会メンバーによる他処分場への視察を実施するなど、県、市、周辺住民の皆さんと将来の有効利用に向けたイメージの共有化を進めた。今後、令和 7 年度末に対策工事の有効性を確認し安全性を確保したうえで、さらに、住民の皆さんや栗東市等の意見を聞き、一定の時期に県として跡地利用案を提示する予定。

なお、最終処分場の跡地については、法令や構造上の観点から一定の制限がかかるため、一般的には、多目的広場や運動施設、太陽光発電施設の設置などに利用されるケースが多い。

### 【跡地利用に向けた取組スケジュール（イメージ）】

